平成 29 年度 第 4 回 いばらき高齢者プラン 21 推進委員会

き高齢者プラン 21 推進委員会 参考資料 4 平成 30 年 2 月 7 日

平成 30 年 2 月 1 日 茨城県保健福祉部長寿福祉課

県 HP 掲載・閲覧窓口設置用

「いばらき高齢者プラン 21 第7期 (案)」に関する意見募集

県では、老人福祉法(第20条の9第1項)及び介護保険法(第118条第1項)の規定に基づき、2018年度(平成30年度)から2020年度(平成32年度)までの3年間を計画期間とする「いばらき高齢者プラン21第7期」の策定を進めています。

この度,学識経験者・保健福祉関係団体の代表者等で構成する「いばらき高齢者プラン 21 推進委員会」で検討を重ね,当該プランの(案)を取りまとめましたので,次のとおり皆様からのご意見を募集いたします。

1 内容(公表する資料) <いずれも PDF 形式>

資料番号	資料名	
(1)	いばらき高齢者プラン 21 第7期(案)の概要	別添1
(2)	いばらき高齢者プラン 21 第7期(案)の施策体系表	別添2
(3-1)	いばらき高齢者プラン 21 第7期(案)原案	別添3①
(3-2)	いばらき高齢者プラン 21 第 7 期(案)数値目標一覧	別添3②
(4)	第7期計画における高齢者人口、認定者数及び各サービス見込	別添4
	み量等(介護保険施設の整備の見込みを含む)について	

2 意見の募集期間

平成30年2月1日(木曜日)から平成30年3月2日(金曜日)まで

※ 郵送の場合は当日消印有効

3 意見の提出方法

- (1) 意見提出用様式により,郵便,ファクシミリ,電子メールのいずれかの方法で,提出先まで提出してください。
 - ◇意見提出用様式(Word 形式) <別添5>
 - ◇意見提出用様式(PDF 形式) <別添5>

(2) 提出先

○郵便の場合(※当日消印有効)

住所 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 茨城県保健福祉部長寿福祉課 長寿企画・援護担当

○FAXの場合

029-301-3349 (長寿福祉課 長寿企画・援護担当まで)

○ 電子メールの場合

メールアドレス chofuku2@pref.ibaraki.lg.jp

(件名に「いばらき高齢者プラン21第7期(案)に対する意見」と記載して下さい。)

4 閲覧又は入手の方法

関係資料は、茨城県ホームページに掲載するほか、次の窓口で閲覧できます。 (配布はしておりません。)

○閲覧場所

部署名	所在地
行政情報センター	水戸市笠原町 978-6 県庁行政棟 3 階
保健福祉部長寿福祉課	水戸市笠原町 978-6 県庁行政棟 13 階
県北県民センター県民福祉課	常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内
鹿行県民センター県民福祉課	鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎内
県南県民センター県民福祉課	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内
県西県民センター県民福祉課	筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内
県立図書館	水戸市三の丸 1-5-38
水戸保健所	水戸市笠原町 993-2
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町95
常陸大宮保健所	常陸大宮市姥賀町 2978-1
日立保健所	日立市助川町 2-6-15
鉾田保健所	鉾田市鉾田 1367-3
潮来保健所	潮来市大洲 1446-1
竜ケ崎保健所	龍ケ崎市 2983-1
土浦保健所	土浦市下高津 2-7-46
つくば保健所	つくば市松代 4-27
筑西保健所	筑西市甲 114
常総保健所	常総市水海道森下町 4474
古河保健所	古河市北町 6-22

5 注意事項

- 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ご意見は日本語に限らせていただきます。
- ご意見に対する個別の回答はいたしません。
- お寄せいただいたご意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メール アドレスを除き、公開する場合があることをご承知おき下さい。
- 募集期間内に到着しなかったもの、指定した提出方法以外で提出されたもの及び次の 内容が含まれるものは、無効とします。
 - ・個人や特定の団体を誹謗中傷する内容
 - ・個人や特定の団体のプライバシーを侵害する内容
 - ・法令や公序良俗に反する内容
 - ・営利活動等営利を目的とした内容

6 意見に関する取扱い

お寄せいただいたご意見は、県の考え方をまとめまして、県ホームページ等にて公表するとともに、プランの最終案を作成する参考とさせていただきます。

<関連リンク 長寿福祉課ホームページ>

お問い合せ先 茨城県 保健福祉部 長寿福祉課 電話 029-301-3326